

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「TechnoAmenity～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさや快適さを提供します」という日本触媒グループ企業理念のもと、「人の暮らしに新たな価値を提供する革進※的な化学会社」「社会から信頼される化学会社」「様々なステークホルダーを含めた“皆が誇れる会社”」を目指し、企業価値を高め、持続的成長を図っていきたいと考えております。

そのためには、実効性の高いコーポレートガバナンスの実現が重要であると捉え、株主の権利・平等性の確保と対話、様々なステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会・経営陣の役割・責務の適切な遂行、執行に対する適切な監督、内部統制システムの充実・強化等、コーポレートガバナンスの強化・充実の取り組みを行っております。

※革進:旧習・旧態を改めて、進歩を図ること(出所:大辞林)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、日本触媒グループ企業理念「TechnoAmenity～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさや快適さを提供します」に基づき、これまで果たしてきた産業・社会への貢献をさらに高めてまいりたいと考えております。そのために「化学品製造業」である当社は、開発・生産・販売等において、関係取引先との長期にわたる安定的な信頼関係が必要であることから、当社の取引先企業を対象として、現在の良好な取引関係を維持するとともに、投資先企業の経営の安定に資することにより、同社を通じた社会への貢献ならびに当社企業価値の向上につながることを、政策保有目的で株式を保有しております。

(2) 議決権行使の考え方

議決権行使は、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値向上につながる重要な手段と考えております。従って、定型的・短期的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を尊重した上で、各ステークホルダーに対する姿勢・社会的責任の観点から議案の賛否を判断いたします。また、議案の趣旨確認等、必要がある場合には、投資先企業と対話を行います。主要な取引先企業の議決権行使に関しては、経営会議や複数の独立社外取締役を含む取締役会にて判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員と取引を行う場合は、法令および取締役会規程に基づき、独立社外取締役3名を含む取締役会において十分に審議したうえで事前に決議を得ることとし、当該取引を行った役員は、取引後に遅滞なく取締役会に報告することといたします。また、当社が主要株主と通例的でない取引を行う場合についても、取締役会において事前に決議を得ることといたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画は、当社ウェブサイトにて開示しております。

企業理念・経営理念、社是 <https://www.shokubai.co.jp/ja/company/philosophy.html>

企業行動憲章 <https://www.shokubai.co.jp/ja/company/ethics.html>

新長期経営計画「新生日本触媒2020」及び中期経営計画 http://www.shokubai.co.jp/ja/news/file.cgi?file=file1_0153.pdf

(ii)コーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方については、上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii)社内取締役の報酬等は、「基本報酬」と「賞与」からなり、「基本報酬」は固定報酬部分と業績連動報酬部分で構成され、「賞与」は当該事業年度の業績およびその他諸般の事情を斟酌して、支給の都度、株主総会にて決議・決定されます。また、社外取締役並びに監査役の報酬等は、業務執行から独立した立場であり、業績連動報酬は相応しくないため、「基本報酬」(原則として固定報酬)としております。なお、取締役報酬・賞与に対する助言を受けるための、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役報酬・賞与についての透明性と公正性を確保しております。

(iv)独立社外取締役3名を含む取締役会にて、専門知識、経験、実績、資質、能力、人柄等を総合的に勘案して、取締役・監査役候補者の指名を行っております。なお、取締役・監査役候補者の指名に対する助言を受けるための、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役・監査役候補者の指名についての透明性と公正性を確保しております。

(v)会社法で記載が求められる社外取締役・監査役だけでなく社内取締役・監査役につきましても、株主総会招集通知に取締役・監査役候補者とする理由を記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督を担う取締役会は、中長期経営計画等の経営の基本方針、その他経営上の重要事項及び法令・定款により取締役会が決定すべきとされている重要な業務執行の意思決定を行い、その基準は取締役会規程によって明確にされております。取締役会が決定すべき事項以外の重要事項の意思決定及び業務執行は、経営会議及び執行役員に委任されております。また、委任事項が適切に遂行されているかどうかを監督するため、経営会議及び執行役員に委任された事項に関する重要な意思決定と執行状況は取締役会に報告されております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、取締役9名のうち、独立社外取締役を3名選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識や幅広い経験等を当社の経営に生かし、

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役及び社外監査役(その候補者も含み、以下あわせて「社外役員」という)の独立性基準を定め、社外役員が以下のいずれの事項にも該当しない場合は十分な独立性を有していると判断します。

1. 当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
 2. 当社の主要株主(注2)またはその業務執行者
 3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
 7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
 8. 配偶者及び二親等内の親族が上記1から7までのいずれかに該当する者(ただし重要な者(注8)に限る)
 9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
 10. その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがあると合理的に判断される者
- (注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人(以下本基準において「業務執行者」という)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
- (注2) 当社の直近3事業年度末の平均値で、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注3) 当社グループの製品等の販売先であって、直近3事業年度の平均取引金額が当社の連結売上高の2%を超えるものまたは、当社グループの製品等の仕入先であって、直近3事業年度の平均取引金額が相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 当社グループが借入れを行っている金融機関等であって、直近3事業年度末の平均借入金残高が当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%を超える場合をいう。
- (注5) (i) 当該専門家が個人として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから收受している対価(役員報酬を除く)の直近3事業年度の平均合計金額が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
(ii) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
- (注6) 当社グループから直近3事業年度の平均合計金額が年間1,000万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
- (注7) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- (注8) 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、以下のとおりです。

- (1) 取締役会には効率的な運営が求められることから、取締役会の員数は10名以内といたします。
- (2) 取締役会の継続性を保つため、取締役候補者の決定にあたり、すべてまたはほとんどすべての取締役候補者が新任とならないよう考慮いたします。
- (3) 当社経営に有益な助言や、意見の多様性、独立した立場からの監督が期待できることから、企業経営者や学識経験者、弁護士等から独立社外取締役を複数名選任いたします。

取締役の選任に関する方針・手続は原則3-1(iv)をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況】

社外取締役・社外監査役をはじめ取締役・監査役は、他の上場会社の役員を兼任する際は合理的な数に留まるよう努めているため、当社取締役会及び監査役会への出席率は高く、当社の業務に時間・労力を十分に振り向けることができいております。なお、重要な兼任状況は株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価と結果の開示】

多様な経験を持つ独立社外取締役3名を取締役会のメンバーに加えることで、取締役会の実効性を担保しております。また、各取締役から取締役会に対する意見を収集するなどの方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の機能向上に活用するべく、準備を進めております。また、今後は、分析・評価結果の概要を開示いたします。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役に対し、就任時だけでなく在任中にも社内外の各種研修参加の機会の提供や費用の支援を行います。また、社外取締役・社外監査役に対しては、就任時に当社の事業、組織、財務、社内規則等について十分説明し、社外取締役・社外監査役として求められる役割・責務を果たせるよう努めます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、適時かつ公正な情報開示を行うこと、正確な情報をわかりやすく表現することをIR活動の基本方針とし、株主・投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で対応いたします。

株主・投資家との実際の対話(面談)の対応者について、株主・投資家の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、当社IR担当役員またはIR担当部門長が面談に臨むことを基本といたします。

- (1) 株主・投資家との対話全般について、当社IR担当役員は建設的な対話を実現するよう、下記(2)～(5)に記載する事項を含め、その統括を行います。
- (2) 社内に推進委員会等の部門横断的な組織を設け、当該対話を補助する当社内のIR担当部門、経営企画、総務、財務、法務部門等の有機的な連携を進めます。
- (3) 個別面談以外の対話の手段として、本決算および第2四半期決算後に機関投資家向け決算説明会を開催するとともに、当日使用された資料や説明会動画を遅滞なく当社ウェブサイトに掲載いたします。またウェブサイトのコンテンツの充実や個人投資家向けIR展示会への出展、個人投資家向け説明会の開催等を実施いたします。
- (4) 対話において把握された株主・投資家のご意見・ご懸念は、日常業務におけるIR担当役員への面談内容の報告とともに、経営会議の場を通じて当社経営陣幹部に対し適切かつ効果的にフィードバックいたします。
- (5) 対話に際しては、特定の株主・投資家にインサイダー情報を提供することのないよう、情報管理を徹底いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	3,896,800	9.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,354,500	5.77
JXホールディングス株式会社	2,129,107	5.21
株式会社りそな銀行	1,373,439	3.36
全国共済農業協同組合連合会	1,308,000	3.20
三洋化成工業株式会社	1,267,600	3.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,238,900	3.03
株式会社みずほ銀行	948,872	2.32
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	946,896	2.32
東洋インキSCホールディングス株式会社	904,547	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
三浦孝一	学者											○	
酒井孝志	他の会社の出身者								△				
荒尾幸三	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦孝一	○	同氏が名誉教授を務める京都大学に対して研究を助成するため寄付を行っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同大学の経常収益に比して僅少(2%未満)であります。	化学業界に精通している化学工学の専門家としての観点から、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただくためであります。 同氏は左記のとおり、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
酒井孝志	○	同氏が過去に代表取締役副社長執行役員を務めていた大阪ガス株式会社と当社との間には、同社からのガスの購入等、売買取引が存在しておりますが、工	公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただくためであります。

		場の運営に不可欠な一般必需品の購入であり、かつ直近3事業年度の平均取引金額が同社の連結売上高に比して僅少(2%未満)であります。	同氏は左記のとおり、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
荒尾幸三	○	—	弁護士としての高度の専門性と豊富な経験並びに他社の社外役員としての実績をもとに、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただくためであります。 同氏は左記のとおり、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
------------------------------------------------------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

取締役・監査役候補者の指名や取締役報酬・賞与に対する助言を受けるための、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役・監査役候補者の指名や取締役報酬・賞与についての透明性と公正性を確保しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として、他の執行部門とは独立した監査組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、全社的な業務執行に関する監査を行い、改善すべき点について、必要な提言を行っております。

監査役と内部監査室は、定期的に会合を持ち、情報の共有化を図るとともに緊密な連携を保ち、それぞれの効率的な監査の実施に努めております。

なお、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の職務を補助しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大場邦光	他の会社の出身者													
小松陽一郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大場邦光		_____	他社における経営者としての経験をもとに、取締役会に有益な助言をいただくとともに、経営執行等の適法性について中立的な監査をしていただくためであります。
小松陽一郎	○	_____	弁護士及び弁理士としての高度の専門性と豊富な経験並びに他社の社外監査役を務めた実績をもとに、取締役会に有益な助言をいただくとともに、経営執行等の適法性について中立的な監査をしていただくためであります。 同氏は左記のとおり、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

- ・独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。
- ・三浦孝一（社外取締役）
直近事業年度において開催された全13回の取締役会のうち12回に出席し、化学業界に精通している化学工学の専門家としての観点から、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。
- ・酒井孝志（社外取締役）
直近事業年度において開催された全13回の取締役会のうち13回すべてに出席し、公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての経験をもとに、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。
- ・荒尾幸三（社外取締役）
直近事業年度において開催された全13回の取締役会のうち13回すべてに社外監査役として出席し、必要に応じ、法律の専門家としての観点から発言を行っております。
同事業年度において開催された全13回の監査役会のうち13回すべてに社外監査役として出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、人及び組織の活性化を図るため、目標管理制度を導入しております。従業員にとどまらず、各取締役（除く社外取締役）についても業績の評価を行い、報酬に反映させています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等で全取締役の報酬総額を開示しております。
なお、2005年6月22日開催の第93期 定時株主総会において、全取締役の報酬総額を年間4億円以内とする決議を行いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における社内取締役の報酬等は、「基本報酬」と「賞与」からなり、「基本報酬」は固定報酬部分と業績連動報酬部分で構成され、「賞与」は当該事業年度の業績及びその他諸般の事情を斟酌して、支給の都度、株主総会にて決議・決定されます。

また、社外取締役並びに監査役の報酬等は、業務執行から独立した立場であり、業績連動報酬は相応しくないため、「基本報酬」(原則として固定報酬)としております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、平成17年6月22日開催の第93期定時株主総会の日をもって廃止いたしました。これに伴い、第93期定時株主総会終了後引き続き在任した取締役に対しては、各氏の退任時に支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会に付議される議案等については、事前に社外役員に対し説明しております。

取締役会を欠席した場合は、当該取締役会資料を送付するなどの方法により、議事内容を報告しております。

また、監査役直属の監査役室を設置し、社外監査役の職務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要

a)業務執行、監査・監督機能について

当社では、以下の各機関で構成される統治機構によって、業務執行、監査・監督を行っております。

(1) 取締役会

取締役会は、2016年6月21日現在、社外取締役3名を含む9名の取締役からなり、業務執行に関する事項を報告・審議・決議し、取締役会が決した業務執行を監督いたします。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めております。また、社外監査役2名を含む監査役4名が出席し、必要があると認めるときは、適宜、意見陳述を行っております。

なお当社は執行役員制度を導入し、取締役会を経営の意思決定機能及び執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、経営の効率的な運用と責任の明確化を図っております。2016年6月21日現在、執行役員の数員は13名(うち取締役兼務者5名)となっております。

(2) 経営会議

経営会議は、経営の基本方針・重要事項の執行に関する案件について審議いたします。経営会議に付議された議案のうち重要なものは、取締役会に送付され、その審議を受けております。経営会議は、原則として毎月2回開催し、社長及び社長の指名する執行役員をもって構成し、業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。

(3) 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役からなり、原則として毎月1回開催し、重要事項についての報告、協議、決議を行っております。監査役は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人または取締役もしくはその他の者から報告を受け、協議のうえ監査意見を提出しております。

b)取締役及び監査役の指名、報酬決定について

株主総会で取締役及び監査役を選任しております。

報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定しております。

2. 社外取締役の当社における役割・機能

経営者としての豊富な経験や専門知識等を通じて当社経営に有益な助言と経営陣から独立した立場からの監督を行っていただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制は、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日公表)において提示された類型のうち、「社外取締役の選任と監査役会等との連携」に該当すると認識しており、当該体制により業務執行、監査・監督が有効かつ効率的に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、総会の3週間ほど前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	例年、集中日の1週間以上前に開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2004年6月24日開催の第92期 定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入し、また、2005年6月22日開催の第93期定時株主総会より、携帯電話等からのインターネットによる議決権行使も導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年より新たに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	従来より招集通知の英文版を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 株主様に当社への理解を深めていただくため、株主総会において営業概況の報告や議案の審議でビジュアルな手法を活用しております。また、株主様と経営者との円滑なコミュニケーションを図るため、株主総会終了後に株主懇談会を開催しております。 株主総会招集通知全文を、当社ホームページに掲載しております。 株主総会招集通知にグラフや図などを活用し、より分かり易いものにするように工夫しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期的に、個人投資家への説明を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び半期の決算情報開示の都度、IR 説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	不定期的に、海外投資家への説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	<p>決算情報・決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知、営業のご報告、決算説明会資料等を掲載しています。</p> <p>また、決算短信・四半期決算短信、株主総会招集通知、決算説明会資料の英訳及びアニュアルレポート(英文)を掲載しています。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報部を設置し、適正かつ迅速な情報開示を図っております。	
その他	6月及び12月に「営業のご報告」を株主に発送しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の透明性の確保、IR活動の推進、地域社会の尊重などを会社の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「安全が生産に優先する」の社是の下、2001年にISO14001の全製造所での認証取得を完了、環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品安全、品質、社会とのコミュニケーションの6つを柱としたレスポンシブル・ケア(RC)活動を積極的に推進しております。</p> <p>また、森林保護や植林による森林再生を行っていく「日本触媒の森づくり活動」や、絶滅の危</p>

機にあった兵庫県花“のじ菊”の保存・普及など、社会貢献活動にも取り組んでおります。
なお、毎年、CSR報告書を発行しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示委員会を設置し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本方針

当社は、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基本要素であると位置づけ、企業価値を向上させるための経営の効率化、経営実態を反映した財務報告の信頼性及び不祥事を起こさないための関連法規の遵守を達成するためのシステムの整備・充実は、経営の最重要課題であると考えております。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めており、当該基本方針の下、本報告書に添付の模式図に示す体制を整備しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、「TechnoAmenity～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」という日本触媒グループ企業理念のもと、会社の業務の適正を確保するための体制を整備し運用することが、企業価値の継続的な維持・向上のために必要であると認識し、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定める。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 企業倫理委員会を設置し、法令等遵守体制を確立する。
2. 企業行動憲章を策定し、取締役・執行役員・使用人の規範とする。
3. 企業倫理規程を策定し、法令等の違反を未然に防ぐ。
4. 内部監査部門として、他の執行部門から独立した内部監査室を設置する。
5. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告制度として社内通報制度を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書規程などに基づき、取締役会議事録、稟議書などとして保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理委員会を設置し、損失の危険に対する管理体制を確立する。
2. リスク管理規程を策定し、リスク認識や手続きなどを明確にした上で、損失の危険を未然に防ぐ。
3. 不測の事態が発生したときは、異常事態対応に関する規則に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応をとる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行に関する事項を審議・決定するために取締役会を、原則として毎月1回開催し、意思決定の迅速化を図る。
2. 取締役会は執行役員を選任し、取締役会を経営の意思決定機能及び執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、経営の効率的な運用と責任の明確化を図る。
3. 取締役会の意思決定及び執行監督の妥当性を確保するため、社外取締役を置く。
4. 経営の基本方針・重要事項の執行に関する案件について審議するために、社長及び社長の指名する執行役員で構成される経営会議を、原則として毎月2回(うち1回は全執行役員が出席)開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ会社は、営業の概況や損益の状況などについて経営企画室へ報告し、経営企画室は必要に応じて助言を行う。
2. グループ会社の運営状況を適切に把握するため、経営企画室は、グループ各社の経営上の問題点などを適宜、経営会議や取締役会に報告する。
3. グループ会社の業務の適正を確保するため、内部監査室やレスポンスブル・ケア室は、グループ各社の監査を適宜実施する。
4. 企業倫理委員会は、グループ全体の企業倫理向上を図る。
5. リスク管理委員会は、グループ全体の損失の危険に対する管理体制を確立する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役直属の監査役室を設置し、監査役の職務を補助する。
2. 監査役室は、取締役会から独立した組織とし、所属する使用人は、業務分掌及び監査役の指示に従い、取締役会及び取締役並びに執行役員から独立して業務を遂行する。また、監査役室に所属する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握をするため、監査役は、取締役会のほか経営会議、予算会議などの重要な会議に出席する。
2. 取締役、執行役員及び使用人は、当社及びグループ会社の内部監査状況、コンプライアンス、リスク管理、社内通報などに関する重要な事項を、監査役に報告する。
3. 各部門長は、監査役が策定した監査計画(年度計画)に従い、業務の執行状況などを報告する。
4. グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行、内部監査状況、コンプライアンス、リスク管理、社内通報などに関する事項について報告を求められたときは、速やかに監査役に報告する。
5. 監査役へ報告した者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。
6. 監査役がその職務の執行によって生ずる費用を当社へ請求した場合、その費用のうち当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社が負担する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

市民社会の秩序・安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を持たないこととし、これらの反社会的勢力に対しては、警察など外部専門機関と連携し、断固たる姿勢で対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、2007年1月1日に制定された「日本触媒企業行動憲章」において、反社会的勢力排除について以下のとおり定めています。

・不法・反社会的勢力に対し、断固たる姿勢で対処する。

更に、2014年6月20日に上記「内部統制システム構築の基本方針」(8)反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、より明確に位置づけました。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、社長を委員長とする企業倫理委員会において、2007年3月30日に「日本触媒企業倫理ガイドブック」を作成し、その中に「反社会的勢力への対応」という項目を盛り、以下のような行動指針を掲げています。

・違法行為や反社会的行為に関わることがないよう、法律の基本的な知識・社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動をとります。

・暴力団等の反社会的勢力とは一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で対応するために、金銭や利益を与えることで解決しようとせず、必ず上司へ報告し、総務部と連携をとって対応します。

・会社や自らの利益を守るために、反社会的勢力は利用しません。

また、本ガイドブックを従業員全員に配布し、各事業所での説明を開催することにより、啓発活動を推進しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

上場会社である当社の株式は、株主や投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはその提案があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には、株主の皆様のご自由な意思によりご判断されるべきであると考えます。

そのルールを明確にするため、2007年6月20日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、2010年6月22日開催の定時株主総会において一部改訂及び継続、また、2013年6月20日開催の定時株主総会において、同一の内容での継続を決議し（以下、継続された当社株式等の大規模買付行為に対する対応策を「本ルール」といいます）、2016年6月21日開催の定時株主総会において本ルールの継続を決議いたしました。

本ルールの特徴は、平時導入の事前警告型で、有事の際には株主総会判断型の防衛策です。

また、本ルールは2019年に開催する当社の定時株主総会終結の時まで継続いたします。

本ルールの詳細については、当社ホームページ(<http://www.shokubai.co.jp/>)に掲載しております2016年5月10日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

1. 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制

当社の内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制は、本報告書に添付の模式図に記載のとおりです。以下、各機関及びこれら機関の関係について説明いたします。

・リスク管理委員会

社長を委員長とし、全社的なレベルで、当社をとりまくさまざまなリスクに対し、適宜、対応策を講じております。

・CSR委員会

社長を委員長とし、当社CSRの方向付けを行うとともに、企業倫理委員会などの各委員会と連携をとりながら、ステークホルダーの利益に貢献すべく活動を進めております。

・レスポンシブル・ケア推進委員会

社長を委員長とし、当社のレスポンシブル・ケア活動を推進しております。2014年3月に策定した第9次中期レスポンシブル・ケア基本計画の下、環境・安全・品質のさらなる向上を目指しております。

また、レスポンシブル・ケア活動に関する具体的施策の実行及び監査を担う部門として、レスポンシブル・ケア室を設置しております。

・企業倫理委員会

社長を委員長とし、全社的な企業倫理・法令遵守体制のさらなる整備・強化を図っております。

・財務報告内部統制委員会

社長を委員長とし、金融商品取引法の義務付ける財務報告の信頼性確保及び業務をより効率的・効果的に処理する体制を整備しております。

・弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

顧問弁護士については、法律上の判断を必要とする場合に、適宜、ご意見をいただいております。

会計監査人については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行うとともに、会計上の判断を必要とする場合に、適宜、ご意見をいただいております。

顧問弁護士及び会計監査人いずれも、経営上の関与はなされておられません。

・内部監査室

内部監査室(6名)は、他の業務執行部門から独立した立場から、当社及び当社グループにおける各業務プロセスの有効性及び効率性や法令遵守等について監査を行い、内部統制の強化を図っております。また、監査役及び会計監査人と相互に情報・意見交換を行うなど連携をとり、内部監査業務の充実を図っております。

2. 適時開示体制の概要

当社は、企業情報の開示が適切に行われるように以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備しております。

(1) 企業情報は、業務執行を決定する機関(取締役会、経営会議等)の承認を得た後、直ちに具体的な情報開示の方法等を総務部長を事務局とする情報開示委員会で決定し、開示責任者(総務部長およびIR・広報部長)が、速やかに開示しております。

(2) 開示前の企業情報の取扱いについては、当社役職員全てに対して、業務遂行上必要がある場合を除き、伝達を禁止しております。

